

1. 初診日とは？
2. 保険料の納付要件とは？
3. 手帳と年金は同じ？
4. 老齢年金と障害年金を両方もらえるの？
5. 誰に、どこに相談すればいいの？

1. 初診日がどの年金制度に加入していたのかで請求する年金が決まります。ただし、初診日とは病名が診断された日ではなく、異常を意識して初めて医療機関を受診した日となります。健診の日が初診日となる場合もあります。
2. 障害年金の受給には保険料を一定以上納付していることが前提となります。少なくとも滞納をしないで免除制度を利用することをお勧めします。納付の状況を確認するのは、初診日を含む月の前々月から前の期間となります。
3. 身体障害の手帳を持っていないと障害年金は請求できないというのは大きな間違いです。それぞれ全く違う制度ですから手帳の等級が年金の等級にリンクはしません。障害年金は傷病そのものの重症度だけではなく、その傷病が如何に生活に支障を来しているのかを含めて総合的に評価する制度です。
4. 60歳前半65歳になるまでに老齢と障害の受給権がある場合、有利な方を選択することになります。65歳になるまでに障害年金1, 2級を受給する権利を有する方は、65歳以降に障害基礎年金と老齢厚生（退職共済）年金を併給する選択ができる場合があります。60歳以降に注意が必要なのは、老齢年金を繰上げすることのデメリットと、障害者特例の請求も選択肢にあることを意識できるかです。
5. なぜか近頃、障害年金請求業務が盛んです。ですから専門家として社会保険労務士を利用することも視野に入らざるを得ないでしょうが有料です。当方は年度4回の無料相談会を開催しております。その様な機会をご利用頂ければと思います。公的には身近な市区町村の国民年金窓口を利用される方は多いですが、年金機構の相談窓口を推奨します。例えば一度相談して納付要件等で受給は無理と伝えられたとしても、必ずもう一度他機関で確認してください。そのためには公的機関で相談時に打ち出された書面は持ち帰って頂きたいと思います。公的機関でも間違いはあるものですから納得できるまで確認された方が良く考えています。

◆ 障害年金サポート社労士の会 <http://f.a-syarou.com/ksaport/>